

○ 四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号）

改正案

（適用の特例）

第一条の二 法第二条第一項第五号又は第九号に掲げる有価証券の発行者（同条第五項に規定する発行者をいう。）のうち、次に掲げる要件の全てを満たす株式会社（以下「特定会社」という。）が提出する四半期財務諸表の用語、様式及び作成方法は、第六章の定めるところによることができる。

一 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ 法第五条第一項の規定に基づき提出した有価証券届出書（当四半期会計期間の属する事業年度の直前の事業年度（以下「前事業年度」という。）に係る財務諸表を記載している場合に限る。）又は法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づき提出した有価証券報告書（前事業年度に係る財務諸表を記載している場合に限る。）において、財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行つていること。

ロ 法第五条第一項の規定に基づき提出する有価証券届出書又は法第二十四条の四の七第一項若しくは第二項の規定に基づき提出する四半期報告書において、四半期財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行つていること。

二 指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、指定国際会計基準に基づいて四半期財務諸表を適正に作成することができる体制を整備していること。

現行

（適用の特例）

第一条の二 國際的な財務活動又は事業活動を行う会社として次に掲げる要件のいずれかを満たすもの（以下「特定会社」という。）が提出する四半期財務諸表の用語、様式及び作成方法は、第六章の定めるところによることができる。

一 財務諸表等規則第一条の二第一号に掲げる要件を満たすこと。

二 当四半期会計期間の属する事業年度の直前の事業年度（以下「前事業年度」という。）、当四半期会計期間の直前の中間会計期間又は直前の四半期会計期間のいずれかの期間のうち、その末日が四半期貸借対照表日に最も近いものに係る財務諸表、中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号）第一条第一項に規定する書類をいう。）又

は四半期財務諸表を指定国際会計基準に準拠して作成した会社であつて、財務諸表等規則第一条の二第一号ロ及びハに掲げる要件を満たす」と。

(会計基準の特例に関する注記))

第八十四条 (略)

一 指定国際会計基準が国際会計基準（連結財務諸表規則第九十三条に規定する国際会計基準をいう。以下この号及び次号において同じ。）と同一である場合には、国際会計基準に準拠して四半期財務諸表を作成している旨

二・三 (略)

(会計基準の特例に関する注記))

第八十四条 (略)

一 指定国際会計基準が国際会計基準（連結財務諸表規則第一条の二第一項第一号ニに規定する国際会計基準をいう。次号において同じ。）と同一である場合には、国際会計基準に準拠して四半期財務諸表を作成している旨

二・三 (略)